

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏 名 石 原 稚 也 三 澤 節 史	所属庁・官職 大阪地方裁判所判事 福岡高等裁判所判事	出張先 タイ王国
提出書面 平成26年11月10日付け報告書簡		
キーワード欄 ・第27回ローエイシア大会への出席		

海外出張報告書

平成26年11月10日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

大阪地方裁判所判事 石原 稚也

福岡高等裁判所判事 三澤 節史

この度、タイ王国で開催された第27回ローエイシア大会参加のため、海外出張をいたしましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

第1 出張の概要

1 出張先及び目的

(1) 出張先

タイ王国

(2) 目的

第27回ローエイシア大会への出席

2 期間

平成26年10月3日（金）から同月6日（月）まで

3 日程

10月2日（木） 関西空港発、バンコク（タイ王国）着

10月3日（日）～6日（月）

第27回ローエイシア大会への出席

10月7日（火） バンコク（タイ王国）発、関西空港着

第2 第27回ローエイシア大会

1 ローエイシア（LAWASIA）について

ローエイシアは、アジア太平洋地域の法律家団体や法律家からなる国際組織であり、主たる目的は、アジア太平洋地域の法律家の相互交流と関係強化にある。1966年に設立され、機関としては、会長(President)、理事会

(Council), 執行委員会(ExCo; Executive Committee)が置かれているほか、オーストラリアに事務局(Secretariat)が置かれている。年1回、アジア太平洋地域の国で大会が行われ、また、それとは別にテーマごとのシンポジウムも開催されている。

日本からは、日本弁護士連合会と、日本法律家協会が中心となって結成された日本ローエイシア友好協会が団体会員となっており、個人の会員も多く、現在、鈴木五十三弁護士がローエイシアの会長を務めている。本大会では合計200名余りの参加者登録があったが、そのうち日本からの参加者は27名であった。日本からの参加者としては、鈴木会長、日本ローエイシア友好協会会長で元検事総長の原田明夫弁護士、分科会でスピーカーを務めた相当程度実務経験のある弁護士らのほか、多くの若手弁護士らがあり、その中には弁護士会の派遣制度により参加した弁護士もいるようであった。

2 本大会について

本大会のテーマは、「ローエイシアの法律家にとっての最先端の課題(Cutting Edge Issues For LAWASIA Lawyers)」とされ、全体会及び分科会において、人権問題、紛争解決手続、国際取引、環境問題等、様々な問題について各国からの参加者による報告が行われ、活発な議論が行われた。

会場は、チャトリウム・ホテル・リバーサイド(Chatrium Hotel Riverside)であり、同ホテル内の大ホールで全体会やレセプションが行われ、同ホール及び2つの中規模の会議室において分科会が行われた。同ホテルは設備が充実し、期間中プログラムは滞りなく行われたが、バンコクの中心部に位置するものの、付近に利用可能な公共交通機関の駅等がなく、空港からの移動はタクシーによらざるを得ない上、バンコク市内は渋滞が頻発し、ホテルのウェブサイトに掲げられた所要時間で到着するのは事実上困難であったため、会議の開始時間に間に合わなかった参加者もいたようである。

なお、ローエイシア事務局が管理するウェブサイトでは、分科会でスピー

カーが使用するレジュメは期間中にウェブサイト上で公開されるとの告知がされていたため、会議中にレジュメを手元で見るにはパソコン等の機器が必要であり、また、インターネットに接続する必要があると考えられたが、同ホテルは無料のWi-Fiを提供していたため、これを利用することができた。実際には、レジュメは初日に配付されたUSBメモリー内に入っており、ウェブサイト上で公開されることはなかったが、来年以降どのような取扱いとなるかは不明であり、事前告知を注視してパソコンの持ち込みなどを検討する必要があると思われる。

3 プログラムの内容等

(1) 1日目（10月3日（金））

大ホール前で登録手続きが行われ、上記のとおりレジュメの入ったUSBメモリーが配付された。分科会は同じ時間帯に3つの場所で異なるテーマについてのものが同時に行われ、参加者はそのうちの1つに出席することとなるが、各分科会の内容については、事前にローエイシア事務局のウェブサイト概要と議長やスピーカーの氏名が記載されるにとどまっていたため、そのレジュメの内容もふまえて、どの分科会に出席するかを決めることができた。

歓迎レセプションでは、自由に懇談する時間がとられ、様々な参加者らと意見交換をすることができた。他にも、期間中に会議日程の1つとしてディナーがあったほか、分科会の間にランチや休憩時間がとられており、その都度他の参加者らと話をする機会があった。日本から裁判官が出席していることを知っている参加者も多く、様々な国からの弁護士や研究者らから声をかけられて、意見交換をすることが出来たのは有益であった。また、鈴木会長と原田弁護士からは、日本からの参加者は例年オーストラリアに次いで多いなどの話をうかがい、裁判官が参加することについて好意的な言葉をいただいた。

(2) 2日目(10月4日(土))

ア オープニングセレモニー

鈴木会長による挨拶の後、His Excellency Professor Atthaniti Disatha-amnarjによる、1966年の設立からのローエイシアの歩みについて講演があり、タイ弁護士会会長の挨拶があった。

イ 分科会

(ア) 午前に1回と午後に2回の分科会(それぞれ3グループ)が行われた。

<午前>

【分科会1】”Family Law; Getting to ‘Maybe’ in International Family” (家族法)

【分科会2】”Corporate Securities & Investment; Hot FDI Destinations of ASEAN Community 2015” (法人証券と投資)

【分科会3】”Ecotourism; Environmental and Tourism Laws- conflicts and Marriages” (エコツーリズム)

<午後1>

【分科会4】”ADR; Trends and Developments” (ADR)

【分科会5】”Energy & Resources; Opportunities in Asia Pacific” (エネルギーと資源)

【分科会6】”Estate Planning; Thinking ahead” (不動産承継)

<午後2>

【分科会7】”Bar Issues; Maintaining Professional Independence” (法曹の課題)

【分科会8】”Law Management; Strategy and Business Planning” (法的マネジメント)

【分科会9】”Taxation; Current Tax Laws/ Economic Enabler or Social Amputator?” (税制)

(イ) 当職らは、【分科会 1】【分科会 4】【分科会 9】に参加した。

分科会の進行は、議長が議事進行し、3ないし5人のスピーカーがそれぞれ報告をした上で、議長からスピーカーに質問がされるなどして意見交換が行われ、最後に傍聴している他の参加者らとの質疑応答がされるというものであった。スピーカーは様々な国で活躍する弁護士や研究者であり、それぞれの国の制度や実務の運用について短時間でコンパクトに報告するため、多くの国の実情について知ることが出来た。

【分科会 1】では、家事事件の ADR が取り上げられ、シンガポール、オーストラリア、タイ、マレーシア、日本のスピーカーから、各国の制度や実情についての報告があり、議長の進行により、ADR における秘密保護、文化的配慮を要する課題、調停人に関する問題等、トピックごとに整理されて意見交換がされた。秘密保護については、種々の方策によって秘密保持が図られている国が多いようであったが、DV に関する情報は報告しなければならないとの例外が設けられている国もあった。文化的配慮については、一方当事者にイスラム法が適用される場合等の多文化の事案については解決が難しい、当事者が他の国に所在する事案ではインターネットを利用した話し合いが必要となる、ある国でされた合意等が他の国で効力を有しない場合がある、などの問題が指摘された。調停人については、調停人の研修機関や資格制度が設けられている国もあるとのことであった。

【分科会 4】では、ADR 一般について取り上げられ、インド、インドネシア、韓国、日本のスピーカーから、各国の制度や実情についての報告があった。インドでは、ADR に関する法律が整備され複数の州に仲裁センターが設けられるなど、ADR が活用されていること、国際的な仲裁事案における外国での裁決について裁判所が執行段階で再度の審査

(second look) をすることは例外的な場合を除いて出来ないとされて

いることなどが紹介された。インドネシアでは、裁判所外の ADR によって合意に達した場合、原則的には私法上の契約としての効力が認められるのみであるが、一定の要件の下で裁判所にその合意を登録することができ、それによって、合意の効力を争うための手続が厳格になるなどの制度が設けられているとのことであった。韓国では、犯罪に関する調停制度があり、これによって加害者が被害回復を行った場合検察官によって有利に斟酌されることとされており、ある程度の成立率があつて効果的に運用されているとのことであったが、無実の被告人に対して負担を強いることになるのではないかとの批判もあるとのことであった。日本からは、ADR 法や、原子力損害賠償紛争解決センターの紛争解決手続についての紹介があつた。

【分科会 9】では、税法について取り上げられ、タイ、インド、マレーシア、モルディブ、香港のスピーカーから、各国の制度や実情についての報告がされた。それぞれの国で、法人所得税と個人所得税のバランス、比較的所得の少ない農業とそれ以外の産業に対する税のバランス等、現在の税制の在り方とあるべき税制について議論されている状況が報告され、外国からの投資について優遇制度が設けられている国や、国際的に活動する企業については国内で得られた利益に対してのみ課税する制度が設けられている国があるとのことであった。各国の制度と実情の紹介が主であったが、議長の所感として、企業を優遇すれば公的サービスの財源が足りなくなり、公的サービスを優先すると企業活動が活性化しなくなるので、いかにバランスをとるかが税制の課題であるとの発言があつた。

(2) 3 日目 (10 月 5 日 (日)) のプログラム

ア 全体会

タイの大学教授 [] による基調講演

” Establishing a Regional Approach to Human Rights- Related Business Development, Any Possibility?” (人権に関する事業の展開に向けた地域的なアプローチの確立)が行われた。同氏は、アジアにおける企業の社会的責任 (CSR) に関する活動を長く続けており、CSR の意義や、ASEAN や国連における CSR に関する取り組みについて説明された。質疑応答の際には、産業のない国では活動する企業を誘致することを優先せざるを得ないのではないかとコメントがされたのに対し、企業の利益と人権擁護の推進は両立し得るもので、バランスをとることが重要であるとの回答がされた。

続いて、インドの [REDACTED] 氏による、G L Sanghi 記念講演 ” Poverty as an Assault on Human Rights” (人権侵害としての貧困) が行われ、極度の貧困は、予防・治療可能な疾病の罹患や、教育・安全の欠如などの人権問題に直結し、国際的に解決すべき課題であると話された。

イ 分科会

(ア) 午前に 1 回と午後に 2 回の分科会 (それぞれ 3 グループ) が行われた。

<午前>

【分科会 1】 ” Environmental Impact Assessment; Recent developments in Environmental Assessment in Asia” (環境影響評価)

【分科会 2】 ” Employment Law; Personal Privacy Rights and Workplace Obligations” (労働法)

【分科会 3】 ” Banking & Finance; Regulating Asia, Resuscitating or Suffocating the Banking and Finance Industry?” (銀行業務とファイナンス)

<午後 2>

【分科会 4】 ” Corporate Securities and Investment; The Morning

After -Dealing with Post-Signing Surprises in Cross- Border
M&A” (法人証券と投資)

【分科会 5】 ” International Moot Competition Final Round” (模擬
弁論)

【分科会 6】 ” Environmental/ Judicial; Improved Resolution of
Environmental Disputes by Judicial Specialization” (環境法)

<午後 2>

【分科会 7】 ” Intellectual Property; Infringement vs Enforcement.
Who is Winning the IP Battle” (知的財産)

【分科会 8】 ” International Moot Competition Final Round” (模擬
弁論)

【分科会 9】 ” Discriminatory Laws; Where Law and Justice May
Collide” (反差別法)

(イ) 当職らは、【分科会 1】，【分科会 4】，【分科会 7】に参加した。

【分科会 1】では、環境影響評価に関する各国の制度と実情につき、オーストラリア、香港、日本のスピーカーから報告がされた。各国で環境影響評価の手続が法律等によって規定されているほか、オーストラリアでは、従来の規制が複雑で、州と連邦の二重の手続が存したことなどから、近年の改革によって規制内容が合理化され、州における手続に一元化されたこと、香港では、裁判所が環境影響評価の内容に立ち入って審査する傾向が強まっていることなどが紹介された。日本については、環境影響評価法の内容、手続や、ODA を実施する JICA (国際協力機構) の環境影響評価についての方針、手続についての紹介があった。

【分科会 4】では、国際的な企業買収について合意成立後に生じた事態にどのように対応するかが取り上げられ、ドイツ、スイス、韓国、香港、日本のスピーカーから報告がされた。ドイツのスピーカーからは、

アメリカの M&A において利用されている MAC 条項 (Material Adverse Change Clause) の紹介があり、同条項は、署名から取引終結までの間に不測の事態が生じたときに、買主が取引を終結させないことができるというものであり、買主は適用対象を広げ、売主は狭めようとするが、立証責任は買主にあり、アメリカの裁判所でその立証が認められるのは例外的であるとのことであった。スイスと韓国のスピーカーからは、M&A に伴う従業員の雇用継続や解雇の要件、手続についての紹介があり、香港のスピーカーからは、当事者の権利については、契約条項のほか、権利放棄、エストッペルの法理による規制があるとの紹介があった。日本のスピーカーからは、不可抗力条項についての紹介があり、自然災害やストライキ等の当事者がコントロールできない事態が生じた場合は契約関係から離脱できるとされているが、どのような場合が同条項にあたるかは、個々の事案の具体的事情によるとの説明がされた。

【分科会 7】では、知的財産を巡る最近の話題につき、オーストラリア、香港、日本のスピーカーから報告がされた。オーストラリアの研究者からは、国際的な知的財産の問題については、WTO の TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）のほか、2 国間で個別に結ばれる BITs（投資に関する協定）や FTA s（自由貿易協定）によって規制されていることなどが紹介され、香港のスピーカーからは中国の特許制度についての紹介がされた。日本の弁護士からは、アップルーサムソン訴訟についての日本の裁判所の判断等、最近の動向について紹介があった。

(3) 4 日目（10 月 6 日（木））のプログラム

ア 全体会

オーストラリアの [REDACTED] 氏から、” UN Commission Report DPRK” として、同氏が関与する国連の北朝鮮の人権状況に関する

調査委員会の活動状況についての講演があった。同委員会では、飢餓、人の移動、インターネットへのアクセス、宗教の自由等広範な問題について、ヒアリングを行うなどして調査しているとのことであり、近く調査結果が提出されるとの見通しが示された。また、韓国の弁護士会会長による講演も行われた。

イ 分科会

(ア) 午前に1回の分科会が行われた。

【分科会1】” Anti- Corruption; Anti- corruption Measures in the Asia Pacific Region, Success or Struggle?” (汚職防止)

【分科会2】” Data Protection; Is Asian Data Protection Legislation Living up to the LAWASIA Privacy Principles?”
(データ保護)

【分科会3】” Franchising; Franchising and the ASEAN Economic Community” (フランチャイジング)

(イ) 当職らは、【分科会1】に参加した。

当分科会では、原田明夫弁護士が議長を務められ、オーストラリア、アメリカ、イギリスのスピーカーから報告がされた。オーストラリアのスピーカーからは、財政、経済面からも、ブラックマーケットや組織犯罪、マネーロンダリング等、汚職に対する国際的な対応の必要性が認識されているとの報告がされ、アメリカのスピーカーからは、公正な取引と認められるためには地域の市場において国内の会社と同じ条件で国外の会社が活動出来なければならず、そのために汚職を防止する必要があるとして、アメリカにおける汚職防止法等についての報告がされた。イギリスのスピーカーからは、法律家は汚職を防止するための監視役を担うとともに、自身が汚職のターゲットとなってマネーロンダリングやテロリスト支援に巻き込まれることがないように行動

する必要があるとし、そのような観点からの法曹の研修が行われているとの報告がされた。

ウ 閉会式典

鈴木会長によるあいさつ、分科会と並行して行われていた学生による模擬弁論大会の表彰式、鈴木会長の再選のセレモニーなどが行われ、来年のローエイシア大会はオーストラリアのシドニーにおいて開催される旨の発表があり、来年の再会を約して閉会となった。

第3 全体を通じての感想

本大会に参加し、各国の法体系や法制度を踏まえつつ、ADR、知的財産、M&Aといった比較的馴染みやすい分野だけでなく、人権、環境、税制など幅広い分野における「最先端の課題」について、様々な報告を聴き、見識を深めることができた。

大多数の参加者は弁護士で、しかも毎回参加している人が多いということもあって、大会は終始和やかな雰囲気のうちに進み、初めて参加した当職らも暖かく迎えられた。特に、鈴木会長や原田弁護士からは、歓迎レセプションの際はもとより、分科会の合間などにも気軽に声をかけていただき、そのお陰で、日本の弁護士だけでなく、インド、インドネシア、香港等の弁護士多数と名刺交換をし、貴重な交流の機会を得た。

当職らは、今回の出張で初めて面識を得た。短い期間ではあったが、多くの時間を共有し、全体会や分科会で接した情報だけでなく、日頃仕事をする上で考えていることなど、様々な話題について意見交換をすることができ、これも極めて有意義であった。

最後に、本大会に参加する機会を与えられたことを感謝し、以上の貴重な経験を今後の執務に活かしていきたいと考えている。

以 上